

福祉・人権

地域福祉推進分科会の傍聴を

時11月24日(金)、午後2時から、所口1
ズWAM501・502、**定**先着5人(当日
空きがあれば傍聴可)、**申**11月1日、
午前9時から、左下図読み取りから
申込または、電話、ファックス(住
所・氏名・電話番号を
記入)で、地域福祉課
620・1634、**fax**621・
1660



障害者施策推進分科会の傍聴を

時11月30日(木)、午後2時から、所市役
所南館8階中会議室、**定**先着5人(当
日空きがあれば傍聴可)、**備**手話・点
字等が必要な人は事前連絡要、**申**11
月22日、午後5時までに、左図読み
取りから申込または、電話、ファッ
クス・メール(氏名・電話番号また
はファックス番号を記入)で、障害
福祉課620・1636、
fax627・1692、
syogaitukush@city.
ibarakig.jp



障害者地域自立支援協議会 全体会の傍聴を

時12月12日(火)、午後1時30分から、所
市役所南館10階大会議室、**定**先着10
人、**備**手話・点字等が必要な人は事前

連絡要、**申**11月30日、午
後5時までに、下図読み
取りから申込または、電
話、ファックスで、福
祉総合相談課655・2758、**fax**620・
1720



健康医療推進分科会の傍聴を

時11月22日(水)、午後2時から、所フ
リエイトセンター302、**備**定員・内容
等詳細はお問い合わせください。一
時保育は11月10日までに要申込、**申**
11月1日、午前9時から、左図読み
取りから申込または、電話、ファッ
クス・メール(氏名・電話番号を記
入)で、健康づくり課
625・6685、**fax**625・
6979、**kenko@**
city.ibarakig.jp



介護保険利用による住宅改修と 福祉用具の購入

要介護認定等を受けている人は、住
宅改修や福祉用具の購入をすると、費
用の一部が支給されます。住宅改修は
事前に申請が必要です。必ず改修前に
相談してください。なお、市が特定の
事業者を紹介することはありません。
不審なことがあればケアマネジャーや
市に連絡してください。

【住宅改修】**対**手すりの取付け、段差
解消、滑り防止等のための床材の変更、
扉の取替え、洋式便器等への取替え等、

¥上限20万円、**備**障害者を対象に介護
保険外の住宅改修等助成も行っていま
す。**問**障害福祉課620・1636、**福**
祉用具購入 **対**腰掛便座、自動排泄処
理装置の交換可能部品、入浴補助用具、
簡易浴槽、移動用リフトの吊り具の
部分、排泄予測支援機器、**¥**年度上限
10万円、**問**長寿介護課620・1639



ヒアリンググループのご利用を

生涯学習センターきらめきホール・
リエイトセンターセンターホールで
は、ヒアリンググループ(マイクを通し
た音声を直接補聴器等へ伝えることが
できる設備)を利用できます。また、
会議室等の利用者への携帯型ヒアリ
ンググループの貸出も
行っています。詳細は
下図読み取りからご
確認ください。**問**文化
振興課620・1810



11月11日は介護の日

介護の日は、介護の理解と認識を深
め、介護サービス利用者とその家族、
介護従事者等を支援し、支え合いや交
流を促進するために定められました。
今一度、それぞれの立場で介護を身近
なものとして考えてください。**問**長寿
介護課620・1639

介護相談員にご相談ください

市では、介護相談員を市内の特別養
護老人ホーム・老人保健施設・介護療
養型医療施設・認知症対応型グループ
ホーム・介護付き有料老人ホームに派
遣しています。相談員は、各施設を定
期的に訪問し、サービス利用者やその
家族の話を聞き、日常的な不満や疑問
の解消を図るために相談に応じます。
相談を受けた相談員は、利用者の声を
施設に伝え、よりよい介護サービスを
受けられるよう施設と協議しながら問
題点の改善に努めます。**問**長寿介護課
620・1639

いばらきオレンジかふえのご利用を

時11月9日(木)・22日(水)、午後2時から、
所シニアプラザいばらき、**交**交流会、
¥100円、**備**その他の
かふえの詳細は下図
読み取り参照、**問**福
祉総合相談課655・
2758



虐待や暴力のない社会を！

■ 11月は児童虐待防止推進月間

虐待かな…?と思ったら、ためらわず連絡してください。間違ってもかまいません。連絡した人の秘密は守られます。あなたが気づき、連絡することでこどもの命も保護者も救われます。虐待をなくすのは、私たち一人ひとりの力です。子育て支援課 ☎ 624・9301

相談・通告先	とき
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189 (無料、一部 IP 電話不可)	終日
児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120・189・783	
子育て支援課こども相談室 ☎ 624・8951	平日、9:00～17:00 11/27から、8:45～17:15
府夜間休日虐待通告専用電話 ☎ 072・295・8737	月～金曜日、 17:45～翌日 9:00 土・日曜日、祝日＝終日
子どもの虐待ホットライン ☎ 06・6646・0088	平日、11:00～16:00

■ オレンジリボンキャンペーン

時 11/30 (木)まで、**所**市役所本館・南館・合同庁舎 (11/24 まで)、中央図書館、ローズ WAM、**内**児童虐待の根絶を願い、各施設のツリーをオレンジリボン(児童虐待防止のシンボル)で飾る、**問**子育て支援課 ☎ 624・9301



■ 「ウィズユー・クローバー」ピンバッジを販売

DV 防止のシンボルであるパープルリボンと児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、市オリジナルの DV・児童虐待防止シンボルデザイン「ウィズユー・クローバー」ピンバッジを 1 個 300 円で、人権・男女共生課とローズ WAM で販売しています。ぜひ、啓発にご活用ください。なお、収益金は、市の DV・児童虐待防止のための取組に活用します。**問**同課 ☎ 620・1640



このほかにも、市では女性に対する暴力をなくす運動等を推進するため、各キャンペーン等を実施します

11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動」

暴力は決して許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等は、女性の人権を著しく侵害し、大きな社会問題となっています。女性に対する暴力をなくすため、同運動に合わせて下記のキャンペーンを実施します。**問**人権・男女共生課 ☎ 620・1640

【パープルリボンキャンペーン】
時 11/1 (水)～27 (月)、**所**ローズ WAM、**内**大きなバルーンタペストリーにパープルリボンを入れる運動、DVに関する書籍の特設展示、**問**ローズ WAM ☎ 620・9920



女性の人権ホットライン強化週間

全国一斉相談日を設置し、専門の相談員(法務局職員、人権擁護委員)が無料で相談を受け付けます(秘密厳守)。1人で悩まずに気軽にお電話ください。時 11/15 (水)～21 (火)、月～金曜日＝8:30～19:00、土・日曜日＝10:00～17:00、**内**夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐるさまざまな人権問題、ホットライン ☎ 0570・070・810、**問**大阪法務局人権擁護部 ☎ 06・6942・9492

人権週間街頭啓発キャンペーン

12/4～10の人権週間を前に、同キャンペーンを実施します。時 12/1 (金)、8:00 から、**所**阪急茨木市駅前、JR 茨木駅前、**問**人権・男女共生課 ☎ 620・1640

福祉なんでも相談会

時 12月2日(土)、午後2時～4時、**所**アルプラザ茨木3階エスカレーター横
内「コミュニケーションソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、**問**(福)慶徳会常清の里CSW
☎ 646・5601

11月は「こころの再生」 府民運動推進月間

大切な「こころ」を見つめ直し、「ええもんはええ」とはっきりほめることなど、今日からでもできる身近なことから取り組みましょう。
問府教育庁教育総務企画課 ☎ 06・6944・8042

ホンデリングプロジェクトに ご協力を

寄贈いただいた本の売却代金を、犯罪被害に遭った人への支援活動に役立てます。支援の輪を広げてみませんか。
【回収箱設置箇所】人権・男女共生課、豊川・沢良宜・総持寺いのち・愛・ゆめセンター、ローズ WAM、人権センター、**備**11月25日～12月1日は市役所本館1階東玄関、南館1階東玄関にも設置、**問**同課 ☎ 620・1640

事件・事故の被害にあった人へ

大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害にあわれ

た人への相談、付添い等の支援を無料で
行っています。秘密は厳守されます。
問同センター ☎06・6774・6365
(平日、午前10時～午後4時)

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

同週間は、犯罪被害者等に関する問
題を社会全体で考え、ともに支え合う、
誰もが安心して暮らせる社会の実現を
めざし、定めています。警察では、被
害者からのさまざまな問題に応じてい
ますのでご相談ください。**問**茨木警察
署 ☎622・1234

11月は「府ヘイトスピーチ解消 推進条例」啓発推進月間

ヘイトスピーチを禁止し、許さない
という共通認識を社会に根付かせるた
めに、全ての人がお互いに人種や民族
の違いを尊重しあって共生する社会を
築きましょう。**問**府人権擁護課 ☎06・
6210・9282

健康保険・年金

産前産後期間の国民健康保険料 減免を開始します

来年1月から、子育て世帯の負担軽
減のため、出産する被保険者の産前産
後期間にかかる所得割額と均等割額を
減免します。

時 出産日(予定日)が属する月の前月
から4か月間(多胎妊娠は3か月前か
ら6か月間)のうち、1月1日以降分
対 国民健康保険被保険者で、出産日ま
たは出産予定日が11月1日以降の人
備 詳細は市HP参照、**申** 出産予定日の6
か月前から、届出書(電話で請求、市
HPからダウンロード可)と必要書類を、
郵送または直接、保険年金課(国保)
☎620・1631

予約年金相談のご利用を

時 11月14日(火)、午前10時～正午・午後
1時～4時、1人15分間、**所** 保険年金
課、**定** 先着15人、**内** 吹田年金事務所相
談員による年金記録等に関する相談
(共済年金を除く各種年金)、**持** 年金手
帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被
保険者証、年金証書、身分証(顔写真
付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本
人以外の場合は指定様式の委任状)、
申 11月1日、午前9時
から、下図読み取りか
ら申込みまたは、電話
で同課(年金) ☎620・
1632

障害年金予約相談のご利用を

時 11月6日(月)・15日(水)・24日(金)、午前
9時30分～午後0時20分・午後1時30
分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日
先着6人、**内** 社会保険労務士による障
害基礎年金受給手続に関する相談(障



柔道整復、はり・灸、あんま・マッサージを受ける人へ 健康保険の適用が受けられる施術は限られています

適正な受診をすることは医療費の適正化にもつながります。正しくご理解いただき、
ご協力をお願いします。**問** 国民健康保険=保険年金課(国保) ☎620・1631、後期高
齢者医療保険=府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031



健康保険が使えない場合

- ▶ 肩こり・筋肉疲労等に対する施術、▶ 疲労回復・慰安・疾病予防のためのマッサージ、
▶ 保険医療機関(病院、診療所等)で治療中の負傷や疾患等に対する施術

健康保険が使える場合

・柔道整復師の施術

骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉ばなれを含む)

※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、事前に医師の同意が必要です。

・医師が必要と認めた、はり・灸、あんま・マッサージ等

【はり・灸】 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

【あんま・マッサージ】 筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする症例

※はり・灸、あんま・マッサージは、事前に医師の発行した同意書または診断書が必要です。

(注) 施術を受けたときは「療養費支給申請書」の内容(日数、金額等)を確認し、自筆で署名または押印してください。

暮らしのガイド

害厚生年金を除く)、**持**年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申**下図読み取りから申込みまたは、電話で同課(年金) ☎620・1632



国民年金保険料の控除証明書を送付

納付した国民年金保険料は、全額が所得税等の社会保険料控除の対象となるため、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が、11月上旬頃に、日本年金機構から送付されます(10月1日〜12月31日に今年初めて納付した人は、来年2月上旬)。証明書が届かない人は、吹田年金事務所にお問い合わせください。**問**同事務所 ☎06・6821・2401

11月30日は年金の日

年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計を考える機会にしましょう。ねんきんネットを利用すると、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額を年金記録を基にさまざまなパターンで試算できます。また、マイナンバーと連携することで、学生納付特例等の電子申請や確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得が出来ます。詳細は、日本年金機構HPをご確認ください。

確認ください。**問**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

国民年金保険料の追納を

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、国民年金保険料は全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりえます。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は、日本年金機構HPをご覧ください。**問**吹田年金事務所 ☎06・6821・2401

税金

今月の納付(11月30日(木)まで)

- 国民健康保険料普通徴収第6期分
- 介護保険料普通徴収第8期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第5期分
- 下水道事業受益者負担金第3期分

夜間・休日窓口を開設する国民健康保険料、市税・清掃手数料

時【夜間】 11月27日(月)、午後8時まで、
休【休日】 26日(日)、午前9時〜午後5時、
所①国民健康保険料Ⅱ市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料Ⅱ市役

所本館2階13番窓口、**備**夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用品から入り、守衛室に声をかけてください。**問**①保険年金課(徴収) ☎620・1631、
②収納課 ☎620・1616

個人事業税の納税を忘れずに

個人事業税第2期分の納期限は、11月30日です。送付する納税通知書に記載の金融機関、府内郵便局、コンビニエンスストア、府税事務所等で納付してください。また、地方税統一QRコード(Pi-Tax)に対応した金融機関での納付等のほか、口座振替制度もご利用ください。**問**三島府税事務所 ☎627・1121

長寿命化促進工事を行ったマンションの固定資産税を減額

長寿命化促進工事を行った一定の要件を満たすマンションは、申告により翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税と土地部分の固定資産税を除く)。

対新築から20年以上経過した区分所有で、総戸数が10戸以上の居住用専用部分(マンションの専有部分の床面積の2分の1以上が人の居住の用に供する部分である専有部分)を有する次のいずれかのマンション、①令和3年9月1日以降に修繕積立金の金額を管理計画の認定基準まで引き上げた管理計画認定マンション、②助言指導に係る管

理者等の管理組合に係るマンション、**内**4月1日〜令和7年3月31日に外壁塗装等工事、床防水工事、屋根防水工事のすべての工事を実施、**要**改修工事完了の翌年度分(限り固定資産税(家屋の100㎡相当部分まで)の2分の1を減額、**申**工事完了日から3か月以内に、申告書と証明書等を、直接、資産税課 ☎620・1615

非課税該当物件所有者は非課税適用申告を

非課税に該当する物件(公共の用に供する道路等)所有者が、固定資産税等の非課税適用を受けるためには申告が必要です(要件あり)。**問**資産税課 ☎620・1615



家屋の新築時には住宅用地適用申告を

土地所有者が居住用の家屋を新築した場合、翌年度以降その土地の固定資

産税・都市計画税の軽減を受けるためには、住宅用地適用申告書の提出が必要です。申告がまだの人は申告してください。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

家屋の取り壊し、新築・増築、用途変更をしたらご連絡を

固定資産税等の算定基礎となる家屋の現況把握には、所有者の協力が必要です。取り壊し（一部・全部）をした場合や、未登記での新築・増築、事務所を居宅へ用途変更した場合等は、ご連絡ください。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

11月11日～17日は税を考える週間

国税庁HP内に特設ページを設け、国税庁の各種取組を紹介します。また、展示コーナーを設置します。

時 11月13日(月)～17日(金)、**所** 市役所本館 東玄関ロビー、**内** 中学生の「税についての作文」市内受賞作品展示等、**問** 茨木税務署 ☎ 623・1131

教育・子ども

青少年問題協議会専門部会の傍聴を **保**

時 11月27日(月)、午後5時から、**所** 上中条青少年センター3階会議室、**定** 先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**備** 一時保育は11月14日までに要申込、**申**

下図読み取りから申込みは、電話、ファックス(氏名・電話番号を記入)で、社会教育振興課

☎ 622・5180、**FAX** 622・9858

教育委員会定例会の傍聴を

時 11月10日(金)、午後2時から、**所** 市役所南館6階会議室、**備** 一部非公開の場合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・1680

11月は市青少年健全育成強調月間 青少年健全育成の取組にご理解を

次代を担う青少年が心豊かで健やかに成長できるよう、市青少年問題協議会では重点目標を「子どものSOSほっとくん!?」と「大人が気づいて声をかけあう関係づくり」としています。青少年に関わる地域行事等へ参加いただくなど、皆様のご理解とご協力をお願いします。**問** 社会教育振興課 ☎ 622・5180

子ども育成支援会議の傍聴を **保**

時 11月15日(水)、午後6時30分～8時、**定** 先着7人(当日空きがあれば傍聴可)、**内** 次世代育成支援行動計画(第4期)に係る実施状況報告、**備** 詳細は市HP参照、一時保育は11月2日までに要申込、**申** 11月1日、午前9時から、下図読み取りから申込みまたは、電話、ファックス、直接、



小・中学校入学準備金を支給

対 次の両方を満たす人、①来年2/1時点で、小学校就学予定者(以下新小1)、または市立小学校6年生(以下新中1)の保護者(生活保護世帯・里親世帯を除く)、②昨年中の世帯あたりの所得が基準額(下表)以下の人(基準額を超える場合でも、保護者の失業・離婚等により、現在の収入が著しく減少している場合は別途相談可)、**※** 新小1=1人54,060円、**新中1**=1人63,000円、来年3月下旬頃支給(申込が2月中の場合は4月以降)、**備** 現在就学援助を受けている人(新中1)は申請不要、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸借契約書(写)または借家に居住していることが証明できる書類(家賃支払証明書等)が必要、**申** 11/1～来年2/29(消印有効)に、**新小1**=申請書(就学時健康診断の案内に同封、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505 学務課または兄弟が通学中の市立小学校、**新中1**=申請書(通学中の市立小学校で配付、市HPからダウンロード可)を、通学中の市立小学校、**問** 同課 ☎ 620・1684



新小1

新中1

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額455,400円を加算	

※給与所得または公的年金等所得がある場合、総所得金額から最大10万円を差し引いた所得額で審査



暮らしのガイド

環境にやさしい店づくりを進める「エコショップ認定店」を紹介

地産地消カフェ BONO cafe (水尾二丁目 14-35、☎ 632・5124) は、市北部で生産された旬の無農薬減農薬野菜や米を使った日替わりの定食カフェです。農家育ちのオーナーがここでしか食べられない季節の料理を提供します。【エコショップとしての取組】野菜の皮等を姉妹店へ提供しスパイスとして再利用、食べ残し防止のための持ち帰り用パック等の用意等
 備その他の認定店や認定の申請方法等詳細は右図読み取り参照、☎資源循環課 ☎ 620・1814



こども政策課 ☎ 620・1625、☎ FAX 622・8722
ひとり親家庭医療証・重度障害者医療証は届きましたか

対象者に①ひとり親家庭医療証(水色)、②重度障害者医療証(つぐいす色)

を送付しました。11月1日以降は、新しい医療証を使用してください。☎①こども政策課 ☎ 620・1625、②障害福祉課 ☎ 620・1636

ヤングケアラー相談窓口

大人が担うと想定されているような障害や病気のある家族、幼いきょうだいのケアや家事等を日常的に行っていることで、本来社会が守るべき権利が守られていないこどもをヤングケアラーと呼びます。ヤングケアラーを早期に見出し、適切な支援を行うため、相談窓口を開設しています。「自分はヤングケアラーかもしれない」「近くにヤングケアラーではないかと気になる人がいる」と思ったら、1人で悩まずに相談してください。☎こども政策課 ☎ 620・1625

来年度学童保育室入室一斉受付

☎ 次の全てに該当する児童、①市内在住、②就労等により、保護者が授業終了後から午後5時頃まで家庭に不在である状態が月間15日以上かつ3か月以上継続、③小学1〜3年生(3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで)、④市立小学校または府立特別支援学校(保護者による送迎要)に在籍、☎一斉受付期間内の申請が優先、忍頂寺・清溪小学校の児童は山手台学童保育室を利用、申請書類の配付は各

市立小学校(忍頂寺・清溪小学校を除く)の学童保育室(日曜日・祝日を除く午後1時〜6時、土曜日は午前8時15分〜午後5時)、学童保育課、市内の市立・私立保育所(園)・認定こども園、市HPからダウンロード可、夏休業期間預かり事業の詳細は来年3月頃に市HP等でお知らせ、☎申請書類を、11月1日〜12月11日(必着)に郵送で、〒567-8505 同課、または12月5日〜11日(10日を除く)、午前9時30分〜午後7時(11日は午後5時15分まで)に直接、同課、11月1日から希望日の2日前までに、☎下図読み取りから要予約、☎同課 ☎ 620・1801



幼児教育・保育無償化の請求はお済みですか

☎ 施設等利用給付2・3号認定を受けた、幼稚園・認定こども園(教育部分)・認可外保育施設等利用者で、7〜9月分の請求書が未提出の人、☎請求方法、スケジュール等は市HP参照またはお問い合わせください。☎領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

来年度保育所等利用児童受付

来年度中の保育所・認定こども園(保育部分)・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(以下「保育所等」)の

利用申込を受け付けています。☎利用案内は保育幼稚園事業課または各保育所等で配付(市HPからダウンロード可)、申込が定員を超えた場合は、保育を受ける必要性に応じて順次利用調整します。利用中の児童が転所を希望する場合は、左下図読み取りから申込または、転所(園)希望申請書の提出が必要です。また、今年度の入所・転所申請中の人も、来年4月からの入所・転所を希望する場合は改めて申込が必要です。受付の詳細は広報いばらき10月号または市HPをご覧ください。☎下図読み取りから申込、☎同課 ☎ 620・1638



自習室のご利用を

☎ 所①豊川・②沢良宜・③総持寺のうち・愛・ゆめセンター、☎時間・利用方法・定員等詳細は左図読み取り参照、☎各センター① ☎ 643・2069、② ☎ 635・7667、③ ☎ 626・5660



環境

環境審議会委員を募集

☎ 時来年4月から2年間、☎ 対11月1日時点で18歳以上の市内在住・在勤・在学者(国・地方公共団体の議員・職員を

除く)、**定** 2人、**¥** 日額 9千円、**申** 11月30日(消印有効) までに、**下** 図読み取りから申込また



は、郵送・メール・直接(住所・氏名・ふりがな・性別・生年月日・電話番号・勤務先または学校名とその所在地・小論文・身分確認証(写)を記入)で、〒567-8505 環境政策課 **☎** 620・1644、**✉** kankyoseisaku@city.ibaraki.jp

雑紙もリサイクル可能です

紙箱・紙袋・ハガキ・封筒・包装紙等の雑紙は、ビニール等の部分を取り除き、雑誌と一緒に紐でしばって古紙の回収日に出しましょう。**問** 資源循環課 **☎** 620・1814

ええことカレンダーコンテンツを実施

地球にとっては温暖化の防止に、家計にとっては節約になる、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」のコンテンツを実施します。

問 ①1か月分の環境家計簿、②暮らしのチェックシート、③ええこと川柳、④家庭で行っている省エネの豆知識等、**備** 5いばらき環境ポイント付与、**選** 3選考し、入賞作品にええこと賞を授与、**申** 12月15日(必着)までに、



中身の残ったスプレー缶等と小型家電のスポット収集

使いきれず中身が残ったスプレー缶等(スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター)のスポット収集を下表のとおり実施します。また、ボックス回収(設置施設は市HP参照)を行っている小型家電も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみに捨ててください。

時 下表のとおり、**所** 市役所本館東玄関前、**問** 環境事業課 **☎** 634・0351

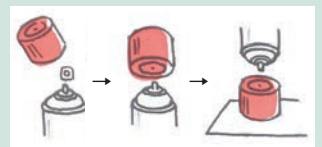
日程	時間	場所
12/9(土)、来年1/13(土)、2/10(土)、3/9(土)	10:00～11:30 14:00～15:30	市役所本館東玄関前
12/27(水)、来年1/31(水)、2/29(木)、3/29(金)	14:00～15:30	

(注) 中止や日程変更がある場合は市HPでお知らせします。処理困難物(消火器・プロパンガス・塗料・薬品等)は回収できません。いばらき環境フェア(28ページ参照)でも実施予定です。

注意点

【ガス抜き時の注意】 ▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」(※)等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う、▶他のごみとは分け、中身が見える45L以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示

※商品により有無・形状・使用方法(右図参照)が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。



【ごみ集積場所使用の注意】 資源物やごみの集積場所は、住民の皆さんにより決められた場所を利用してください。決められた場所以外で出すことはできません。利用できる場所は、戸建て住宅の場合は近隣住民の皆さんに、集合住宅の場合は管理会社等にご確認ください。

左上図読み取りから申込または、申込用紙(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505 同課、**問** 環境を考える市民ネットワークいばらき佐名川 **☎** 624・5274

11月は府産業廃棄物不適処理防止推進強化月間

廃棄物の野焼き、崩れそうなほどに積み上げる野積み、不法投棄は、法律で禁止されています。これらを見つけたら、市・府または警察に通報してください。不適正処理の未然防止と早期解決にご協力をお願いします

ます。**問** 府産業廃棄物指導課 **☎** 06・62109570

まちづくり

パブリックコメントを実施

〔東西軸(中央通り、東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けた取組みに関する計画・条例(案)〕**問** 市の中心部をつなぐ東西軸の景観形成や全市域を対象に良好な広告景観の推進を図るため、景観計画の変更、屋外広告物条例の制定、関連するガイドラインを策定、**備** 資料は11月6日か

ら、都市政策課情報ルームで閲覧可、市HPからダウンロード可、提出意見等に対する市の考え方は後日公表(住所・氏名等の個人情報是非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話による意見の受付は行いません。**申** 11月6日～12月5日(消印有効)に、市HPから申込または、意見書(住所・氏名・連絡先を記入、様式自由、メールの場合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、郵送・ファックス・メール・直接、〒567-8505 同課 **☎** 620・1660、**✉** 620・1730、**✉** toshi@city.ibaraki.jp

いばらき

大学探訪



今月は
藍野大学

企画課
☎ 620・1605



学生食堂での食品資源循環に向けた取組

藍野大学大阪茨木キャンパスでは、大きな社会問題である食品ロスの解決に向けた新たな取組として、「学生食堂循環サイクル」を開始しました。

学生食堂でどうしても発生してしまう食べ残しや調理くず等の食品廃棄物を由来とする液体肥料を生成し、学生ボランティアの手で水耕栽培を行っています。収穫した野菜を学生食堂に提供し、食材として活用されることで、食品資源の循環になります。また、食堂を利用する学生・生徒、教職員への循環の見える化を図るため、食堂内にも水耕栽培の装置を設置。一人ひとりがこの取組を自分のこととして理解して食品ロスの削減を意識し、さらなる食べ残しの削減につながることを期待しています。

問合せ 同大学法人事務局 ☎ 621・3764

安威川ダムフラッシュ放流を実施

フラッシュ放流日は安威川の水位が上昇して危険ですので、川の中には入らないでください。

時 11月14日(火)、午前10時～午後2時、
備 大雨等でダムの放流量が増加した場合や濁水傾向の場合、予告無く延期・中止する場合があります。詳細は下図読み取りからご確認ください。
☎ 安威川ダム建



設事務所 ☎ 626・6083

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を伝えるJアラートを用いた全国一斉情報伝達試験を実施します。時 11月15日(水)、午前11時頃、市内内80か所に設置している屋外スピーカによる伝達試験(放送内容は自動応答サービス ☎ 050・54333・9161で確認可)、☎ 危機管理課 ☎ 620・1617

弾道ミサイルが落下するおそれがあるときの避難行動の確認を

弾道ミサイルが大阪府下に落下するおそれがある場合は、Jアラートを通じて携帯電話やスマートフォン、市内に設置している屋外スピーカ等から緊急情報が流れます。これらの情報が流れた場合に取るべき行動(左図読み取り参照)を事前に確認しておきましょう。
☎ 危機管理課 ☎ 620・1617



11月9日～15日は秋の火災予防運動

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を全国統一防火標語とし、同運動を全国一斉に行います。わが家、わが町から火災をなくすために、次のことを心掛けましょう。▼寝たばこをしない、▼ストーブやコンロは安全装置付きのものを使用し、周りに燃えやすいものを置かない、▼こまめに、部屋の掃除、整理整頓をする、▼消火器、住宅用火災警報器を設置し維持管理する、▼寝具等は防災製品を使用する、▼家族で避難方法を確認する、▼防災訓練等へ参加し、隣近所の協力体制をつくる。☎ 予防課 ☎ 622・6950

家庭で飲料水の備蓄を

大規模な災害により断水が発生した場合、復旧までに時間を要することが

予想されます。万が一に備えて、各家庭で1人1日3リットルを目安に、最低3日分(1人9リットル)以上の飲料水の備蓄をお願いします。☎ 水道部総務課 ☎ 620・1690

市内一斉清掃

きれいなまちで新年を

時 12月3日(日)、午前9時～正午、所市内全域、備実施要領は自治会長や各関係団体に送付、☎ 市住みよいまちづくり協議会事務局(地域コミュニティ課内) ☎ 620・1604

商工・消費生活

11月は労働保険適用促進強化月間

労働保険とは、①労災保険と②雇用保険の総称で、労働者を1人でも雇用していれば、労働保険に加入する必要があります。加入手続き等がまだの場合は、最寄りの労働基準監督署と公共職業安定所に連絡し、手続きをしてください。☎ ①茨木労働基準監督署 ☎ 604・5310、②ハローワーク茨木 ☎ 623・2551(部門コード21せ)

市勤労者互助会へご加入を

互助会に加入することで、事業所の事務負担を増やさず低コストで従業員への福利厚生の実が図れます。また、優秀な人材の確保や定着も期待できま

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体HPまたは問・申でご確認ください。

勤労者互助会給付金一覧表

共済事由		共済金給付額(円)		
結婚祝金		40,000		
子の出生祝金		16,000		
子の小・中学校入学祝金		各 12,000		
死亡弔慰金	会員	交通事故死亡	560,000	
		交通事故死亡以外の不慮の事故死亡	160,000	
		その他の死亡	120,000	
	配偶者	200,000		
	子	40,000		
親	12,000			
障害見舞金	交通事故	16,000～520,000		
	その他	120,000		
傷病見舞金	休業 14 日以上	12,000		
	休業 30 日以上	28,000		
	休業 90 日以上	48,000		
	休業 120 日以上	68,000		
住宅災害見舞金	火災、航空機の墜落等	全焼・全壊	400,000	
		半焼・半壊	360,000 以内	
		一部焼・一部損壊	120,000 以内	
	自然災害	風水害	全壊・流失	120,000
			半壊	60,000
			床上浸水	4,000～60,000
		地震	一部壊	4,000 または 12,000
			全壊	40,000
			半壊	20,000
	一部壊	4,000		
同居親族の死亡(一人当たり)		40,000		

す。ぜひご活用ください。
※15歳以上71歳未満で、次のいずれかに該当する人、①市内の事業所・商店に勤務する従業員や事業主(事業主のみの加入は不可)、②市外の事業所・商店に従業員として勤務する市民、**内**結婚祝金・死亡弔慰金など各種共済給付金(左表参照)、人間ドック受診費用補助、宿泊・レジャー施設の優待等、**¥**加入時1人100円(脱会時返金)、1人月500円(①は会費の2分の1以上は事業主負担、事業主が負担した会費は損金または必要経費として処理可)、**備**パートタイム労働者も加入可(①は原則、事業所・商店単位で加入)、**問**同会(茨木商工会議所内) ☎622・6631

特定退職金共済制度のご利用を

退職金制度のない、または単独で実施できない事業所のための制度です。パートタイム労働者を含めた従業員の労働条件の向上のためにもご利用ください。

¥1人月千円(1口)から3万円(30口)の範囲で選択加入、全額事業主負担、**内**退職一時金、加入期間10年以上で退職時に希望によって加入期間に応じた退職年金、死亡時の遺族一時金、**問**茨木商工会議所 ☎622・6631

女性活躍推進法に関する情報公表を

厚生労働省令が昨年7月に改正・施行され、労働者数30人以上の事業主は、

女性の活躍に関する情報公表項目に、「男女の賃金の差異」の公表の追加が必須となりました。初回の情報公表は、施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、おおむね3か月以内に公表することが必要です。その後は年1回の公表をお願いします。**問**大阪労働局雇用環境・均等部指導課 ☎06・6941・8940

11月は計量強調月間

計量器は、電気・水道の使用や食品の売買、健康管理等、さまざまな場面で使われています。法律で精米や食肉など29種類の商品が「特定商品」とされており、量目公差(許容誤差)を超えて不足してはならないと定められています。取引・証明をする事業者は、必ず検定証印または基準適合証印のある計量器を使用し、正しく計量してください。また、計量器を引き続き使用する場合には市が実施する2年に1回の定期検査を忘れずに受けてください。**問**消費生活センター ☎624・0799



その他

天王公民館の休館

時11月13日(月)～12月19日(火)(予定)、

問中央公民館 ☎622・1256

葦原多世代交流センターの休館

時11月1日(水)～30日(木)、**問**同センター ☎637・2422

文化財資料館1階展示室の閉室

時11月29日(水)～12月7日(木)、**問**同館 ☎634・3433

おくやみコーナーのご利用を

亡くなった方に関する市役所での必要書類の作成と受付が1つの窓口でできます。

時平日、午前9時15分～午後4時、**所**市役所南館1階情報ルーム、**申**利用希望日の30日前～2日前に、左図読み取りから申込または、**電話**で同コーナー ☎647・2919、**問**市民生活相談課 ☎620・1603



フリエイトセンターの利用可能な会議室を変更

同センターの諸室の再配置に伴い、利用できる会議室を変更します。来年3月に廃止する会議室Ⅱ302～304号室、3月から利用可能となる会議室Ⅱ101に併い学習室等一部施設の利用を停止します。詳細は下図読み取りからご確認ください。**問**文化振



各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**✉**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

新型コロナワクチン接種等に関するお知らせ

9/20 から、初回接種を終了した生後6か月以上の人を対象に「令和5年秋開始接種」を実施しています。64歳以下の人や転入してきた人で接種を希望する場合は、接種券の発行申請が必要です。申請方法や接種医療機関等の詳細は右下図読み取りから確認または市コールセンターにお問い合わせください。

なお、接種は強制ではありません。予防接種法における努力義務の規定も65歳以上の人と基礎疾患を有する人にも適用されています。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。

市内医療機関のほかに、府ホテル プリムローズ大阪接種センター（マサキこちクリニック ☎ 06・6910・1951）でも接種が実施されています。



☎市コールセンター（接種券等に関すること※予約は受け付けていません） ☎ 0120・695・890（毎日、9:00～17:00）、☎ 625・1650、府コールセンター（副反応等に関すること） ☎ 050・3613・9605（毎日、7:00～22:00）、☎ 06・4400・9419

興課 ☎ 620・1810
施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの12月抽選分と生涯学習センター・ローズWAMの来年6月抽選分の申込受付は11月20日～30日に行います。最新の情報は市予約システムで抽選申込時にご確認ください。なお、福祉文化会館は来年5月をもって貸館を終了します。【クリエイトセンター】センターホール 来年12月6日～8日・14日・15日・20日・29日～31日 Ⅱ終日、多目的ホール 来

年6月12日・26日 Ⅱ午前9時～午後5時、6月14日・15日・21日・22日・28日・29日 Ⅱ終日、【生涯学習センター（火曜日休み）きらめきホール】10月1日～12月27日 Ⅱ終日、来年6月6日・13日・20日・27日 Ⅱ午後0時30分～3時、午後6時30分～9時30分 【ローズWAM（火曜日休み）ワムホール】 来年6月9日・17日 Ⅱ午後0時30分～6時

おにフルで文化芸術活動を考える
市民会議の参加者を募集

☑市民、市内で文化芸術活動をしている人、☑定着30人、☑文化振興ビジョン（第2期）に基づく文化芸術に関す

る事業の推進を考えるワークショップ、☑日時等詳細は左図読み取り参照、参加者には記念品を贈呈、☑11月24日までに、市HPから申込、☑文化振興課 ☎ 620・1810



ローズWAMが所蔵する図書の貸出のWeb予約

市HPまたは左下図読み取りから、ローズWAM所蔵図書の検索と貸出の予約ができます。図書利用カードの新規作成は予約時にできます。☑ローズWAM ☎ 620・9920



おおさか結婚縁ジョイパスのご利用を

☑結婚後1年以内の府内在住世帯、1年以内に結婚予定の府内在住カップル、☑交付されたカードを提示すると協賛店が提供するサービスを受けられる、☑申込等詳細は下図読み取り参照、協賛店募集中、☑同、パス事務局 ☎ 072・813・0812



フューチャープラザ・グランドホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・グランドホールの来年12月6日～8日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。

令和6年度市・市水道部への入札参加資格手続を

市と市水道部が発注する建設工事関係（測量・建設コンサルタント等を含む）、物品関係（建設工事を除く委託業務を含む）の取引を希望する人は、入札参加資格審査申請書を提出してください。また、すでに登録している市内業者も、更新手続が必要です。☑契約検査課 ☎ 620・1613、水道部総務課 ☎ 620・1690

■入札参加資格申請手続【申請書配付】11/1～12/15に、市HPからダウンロード、【受付期間】12/1～15（消印有効）、【登録有効期間】来年4/1～令和7年3/31、【提出方法】電子申請後、書留等配送状況が確認できる方法で、〒567-8505 契約検査課（持参による受付は不可）

■更新手続 ☑すでに登録している市内に本店を有する建設工事登録業者、測量・建設コンサルタント等登録業者と物品等登録業者、☑申請書配付、受付期間と提出方法は入札参加資格申請手続と同様。ただし、物品等登録業者は申請書類のみ

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：☑とき、☑所、☑対象、☑定員、☑内容、☑費用・報酬など、☑持ち物、☑備考、☑申込、

高齢者インフルエンザ予防接種 市内委託医療機関の追加等

広報いばらき 10月号に掲載している65歳以上の高齢者が対象の季節性高齢者インフルエンザ予防接種の市内委託医療機関一覧に誤りがありました。追加・訂正等の内容は以下のとおりです。お詫びして訂正いたします。
問保健医療センター ☎ 625・6685



詳細はこちら

医療機関の追加 (11か所)

医療機関	所在地	電話番号
岡本クリニック	西中条町 3-101	631・1158
しおみ整形外科 痛み・関節クリニック	新中条町 1-30 ビエラ茨木新中条 2階	631・6580
わかばくりにつく	小川町 8-22NOMURA2C	657・7550
なかクリニック	中穂積 1-2-50	631・8808
こうだクリニック	上穂東町 2-1	631・1335
産婦人科あや フラウクリニック	舟木町 2-4-302	652・3726
たちばなクリニック	双葉町 9-14 三島コーポレーション 双葉町ビルディング 3階	648・5979
こうもと内科・ 小児科クリニック	水尾 3-16-28 メデミックス茨木水尾 2階	657・0121
なごみ整形外科 リウマチクリニック	総持寺 1-3-2 総持寺クリニックビル 3階	622・4020
彩都友誼会病院	彩都あさぎ 7-2-18	641・6898
第二近藤診療所	玉櫛 2-17-18	635・1035

所在地の訂正 (4か所)

医療機関	所在地	電話番号
聖クリニック	郡 3-28-28	640・6030
岡本医院	末広町 5-2	652・5070
河村メディカル クリニック	別院町 5-7	622・2569
ももたろう痛みの クリニック	宮元町 1-11	627・8369

その他

内野小児科 (南中学校区) では季節性高齢者インフルエンザ予防接種を実施しておりません。

詳細は市HPをご確認ください。
【抽選会】 11月20日(月)、午前11時から、**【所】** プラザ、**【備】** 利用予定者のうち希望者にはグラントドホールの見学会 (11月20日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合) も実施、イベントホールの予約も可 (グラントドホールの予約日と同日のみ)、**【申】** 11月1日～10日に、メールまたはファックス (住所、団体名、氏名、電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入) で、

文化振興課 ☎ 620・1810、**【FAX】** 622・7202、**【Eメール】** bunkashinkou@city-ibaraki.lg.jp
**借金問題解決のための
日曜無料相談会**
12月10日(日)、午前10時～午後4時30分、**【所】** 近畿財務局 (大阪市中央区大手前四丁目1-76)、**【定】** 先着24人、**【内】** 弁護士による面談、**【申】** 電話で同局相談窓
☎ 06・6949・6523

ご協力
検察審査会審査員に選ばれたら
同会は、交通事故や詐欺等の被害にあったのに、検察官が不起訴処分としたことを納得できない人のために、その不起訴処分が正しかったかどうかを審査する機関です。選挙権を持つ人の中から11人の審査員が審査をします。で、ご協力をお願いします。なお、この制度をドラマ形式で紹介したDVD

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。**【所】** 問市民課 ☎ 620・1621

届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届	引っ越した日から	市HPを ご覧ください	世帯主または 世帯員
転居届	14日以内		
転出届	引っ越す日の前日まで		



※外国人住民も届出が必要です。※虚偽の届出を防ぐために、届出時に届出人の本人確認を行います。やむを得ず代理人が届け出る場合は委任状が必要です。※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。※戸籍届出でも、氏名・性別・生年月日に変更があるものは、マイナンバーカードをご持参ください (保有者のみ)。

の貸出を行っています。**【問】** 大阪第一・第二・第三・第四検察審査会事務局 ☎ 06・6316・2681

11月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、40ページ参照。

相談内容	とき	ところ
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00~17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603 (※1) 1週間前、 8:45から電話または いばライフで予約(1週間前が 閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前の 開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照 
日曜法律相談 (先着7人)	26日(日)、9:00~12:30 (20日、8:45から電話または いばライフで予約)	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00~15:30(※1)	
国の仕事に関する 行政相談	2日(木)・16日(木)、 13:00~15:00	
司法書士相談 (各日先着5人)	1日(水)=登記、相続、15日(水)・ 22日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30~12:00 (※1)	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	15日(水)、9:30~12:00(※1) 土地の境界等	
行政書士相談 (先着5人)	1日(水)、9:30~12:00(※1) 相続・遺言・離婚協議書・許 可申請等各種書類の書き方	
税務相談 (先着6人)	9日(木)、 13:00~16:00(※1・2)	
宅地建物取引相談 (先着5人)	16日(水)、9:30~12:00(※1) 不動産取引等	
消費生活相談	毎週月~金曜日、9:00~ 16:30、11日(土)・25日(土)、 9:00~12:00	
戸籍相談 (先着4人)	16日(水)、14:00~16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)	市民生活相談課
人権擁護委員 による人権相談	9日(水)、13:00~15:00	※いばライフでの 予約の詳細は下図 参照 
ひとり親のため の法律相談	28日(水)、13:00~16:00 (電話またはメール、いばラ イフ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者 生活相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692
障害児相談 (18歳まで)	毎週月~金曜日、9:00~ 17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月~金曜日、 9:00~19:00(要予約※) 発達・心理	教育センター ☎626・4407 ※下図読み取りか ら申込可 
電話教育相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00、 ☎625・7830	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月~金曜日、9:00~17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	
奨学金相談	毎週月~木曜日、 10:00~18:00	教育センター ☎626・4400

相談内容	とき	ところ
女性面接相談	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、9:30~16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920
女性電話相談 ☎621・0892	毎週月~土曜日(火曜日を除 く)、10:00~16:00	
男性のための 電話相談 ☎620・9929	15日(水)・22日(水)、 18:30~21:30	
女性のはたらき方 相談	11日(土)、9:30~12:30 (要予約)	
女性法律相談	16日(水)・18日(土)、 9:30~12:30(要予約)	
仕事なんでも相談	30日(水)、13:00~16:00	
DV相談 デートDV相談	毎週月~土曜日、 9:00~17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00	人権センター ☎622・6613
人権や生活上の さまざまな相談	①~③毎週月~土曜日、 9:00~17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良宜☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660
お仕事じっくり 相談 (要予約)	①2日(水)・②15日(水)・ ③27日(月)、13:30~15:30	
暮らし設計相談 (要予約)	①17日(金)・②10日(金)・ ③18日(土)、 13:00~17:00	
いばらきにじいろ 電話相談	25日(土)、15:00~19:45 性的マイノリティ等	人権・男女共生課 ☎620・1640
生活困窮に関する 相談	毎週月~金曜日、 9:00~17:00(予約優先)	暮らしサポートセン ターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752
経営相談	毎週月・火・金曜日、 10:00~17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620
創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00~17:00(要予約)	
仕事なんでも 相談	毎週火~木曜日、 10:00~16:00 (予約優先、30日は12:00まで)	
防火相談	毎日、9:00~17:00	消防本部 ☎622・6955
緑の相談	10日(金)、10:00~12:00・ 13:00~16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館 1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	14日(水)、9:00~12:00 (7日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755
建築物の耐震、建 替え、改修等の相 談(先着4組)	16日(水)、13:00~16:15 (9日までに要予約)	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、